



鳥取県公報

令和8年6月9日(火)
第9796号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定(343) (孤独・孤立対策課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出(344) (〃) 2
	県営土地改良事業計画等の決定(2件) (345・346) (農地・水保全課) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定(347) (治山砂防課) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定(348) (中部総合事務所農林局) 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出(349) (西部総合事務所県民福祉局) 4
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定の裁定(経営支援課) 4
	土地収用法による審理の開始(県土総務課) 5

告 示

鳥取県告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
真誠会透析クリニック	米子市上福原七丁目2-17	令和8年3月1日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
アイン薬局鳥取岩美店	岩美郡岩美町大字浦富735-7	令和8年4月1日

鳥取県告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名称	所在地	廃止年月日
新開山本クリニック	米子市上福原七丁目2-17	令和8年2月28日
にいのう歯科クリニック	米子市大崎1715	令和8年3月21日

鳥取県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農業水路等長寿命命・防災減災事業 四ヶ村堰地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年6月9日から同月29日まで

3 縦覧に供する場所

米子市役所

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農業水路等長寿命化・防災減災事業 四ヶ堰地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年6月9日から同月29日まで
- 3 縦覧に供する場所
米子市役所及び南部町役場
- 4 審査請求
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第347号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局において一般の縦覧に供する。

令和8年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称
三部地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ直線に囲まれた区域（令和2年鳥取県告示第622号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
西伯郡伯耆町三部字向山ノ一913-1	1号及び4号
西伯郡伯耆町三部字勘部屋敷ノ上エ903-5	2号
西伯郡伯耆町三部字勘部屋敷ノ上エ903-6	3号

鳥取県告示第348号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年6月9日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字杉地字トツソノ436、437の1、字大口ノ上ミ438、442から444まで、字新林447の2、449、451の2から451の4まで、454、455の1、字芋屋谷西平463から468の1まで、469、字芋屋谷471、472、字平ル林493の1、493の2、字出口ノ上498の2から498の10、字中峯ノ谷499の1から499の3まで、503、504、505の1、505の2、506、507、字西渋茶554の1、554の4から554の6まで、556の1から556の3まで、

557の1、557の3、557の4、558

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県中部総合事務所農林局林業振興課及び琴浦町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第349号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月9日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
合同会社 優翔	日野郡日野町 舟場241-2	グループホーム優翔	米子市尾高613-3	共同生活援助	令和8年6月30日

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和8年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
倉吉市穴沢字式反田660	田	2,535

2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
倉吉市穴沢字式反田660	田	令和8年7月1日	3年	22,815

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

理事長 西尾 博之

鳥取市東町一丁目271

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

5 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに、鳥取地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は、鳥取地方法務局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

令和8年6月9日

鳥取県収用委員会会長 木 村 潤

1 期日

令和8年6月18日（木）午後1時30分から

2 場所

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所3号館1階 第31会議室

3 件名

米子境港都市計画道路事業3・4・32号両三柳中央線及び3・3・4号西福原河崎線